

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和6年6月25日(2024.6.25)

【公開番号】特開2023-183834(P2023-183834A)

【公開日】令和5年12月28日(2023.12.28)

【年通号数】公開公報(特許)2023-245

【出願番号】特願2022-97601(P2022-97601)

【国際特許分類】

B 60 L 50/53(2019.01)

10

B 60 L 53/12(2019.01)

B 60 L 58/10(2019.01)

B 60 L 50/60(2019.01)

B 60 M 7/00(2006.01)

B 60 L 5/00(2006.01)

H 02 J 7/00(2006.01)

H 02 J 50/12(2016.01)

B 60 L 58/12(2019.01)

【F I】

B 60 L 50/53

20

B 60 L 53/12

B 60 L 58/10

B 60 L 50/60

B 60 M 7/00 X

B 60 L 5/00 B

H 02 J 7/00 P

H 02 J 7/00 301D

H 02 J 50/12

B 60 L 58/12

30

【手続補正書】

【提出日】令和6年6月17日(2024.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両であって、

40

電力を蓄えるバッテリと、

道路に設けられた送電コイルから電力を受電する受電コイルを有する受電装置と、

当該車両の駆動力を出力するモータと、

前記バッテリ及び前記受電装置の少なくとも一方から前記モータに電力を供給するよう構成された電力供給回路と、

前記モータへの電力供給を制御する制御装置と  
を備え、

前記制御装置は、前記送電コイルが設けられた給電エリアを当該車両が走行しているか否かに応じて、前記モータへの電力供給源を前記バッテリ及び前記受電装置から選択し、  
前記電力供給源として前記受電装置のみを選択しているときに当該車両への給電量が前記

50

モータの消費電力よりも多い場合には、前記受電装置から前記モータ及び前記バッテリに電力を供給する、車両。

【請求項 2】

前記制御装置は、当該車両が前記給電エリアを走行しているときには、前記電力供給源として前記受電装置のみを選択する、請求項 1 に記載の車両。

【請求項 3】

前記制御装置は、当該車両が前記給電エリアを走行しているときに、前記モータの消費電力が所定値以下である場合には前記電力供給源として前記受電装置のみを選択し、前記消費電力が前記所定値よりも大きい場合には前記電力供給源として前記バッテリ及び前記受電装置を選択する、請求項 1 に記載の車両。10

【請求項 4】

前記制御装置は、当該車両が前記給電エリアを走行しているときであっても、当該車両への給電に不具合が生じている場合には、前記電力供給源として前記バッテリのみを選択する、請求項 2 又は 3 に記載の車両。

【請求項 5】

車両の駆動力を出力するモータへの電力供給方法であって、  
前記車両は、

電力を蓄えるバッテリと、

道路に設けられた送電コイルから電力を受電する受電コイルを有する受電装置と、20  
前記バッテリ及び前記受電装置の少なくとも一方から前記モータに電力を供給するよう  
に構成された電力供給回路と  
を備え、

当該電力供給方法は、

前記送電コイルが設けられた給電エリアを前記車両が走行しているか否かに応じて、  
前記モータへの電力供給源を前記バッテリ及び前記受電装置から選択することと、  
前記電力供給源として前記受電装置のみを選択しているときに当該車両への給電量が前記モータの消費電力よりも多い場合には、前記受電装置から前記モータ及び前記バッテリに電力を供給することと、

を含む、電力供給方法。30

【請求項 6】

車両に搭載される電力供給装置であって、  
前記車両は、

電力を蓄えるバッテリと、

道路に設けられた送電コイルから電力を受電する受電コイルを有する受電装置と、  
該車両の駆動力を出力するモータと、

前記バッテリ及び前記受電装置の少なくとも一方から前記モータに電力を供給するよう  
に構成された電力供給回路と  
を備え、

当該電力供給装置は、

前記送電コイルが設けられた給電エリアを前記車両が走行しているか否かに応じて、  
前記モータへの電力供給源を前記バッテリ及び前記受電装置から選択し、  
当該車両が前記給電エリアを走行しているときに、前記モータの消費電力が所定値以下である場合には前記電力供給源として前記受電装置のみを選択し、前記消費電力が前記所定値よりも大きい場合には前記電力供給源として前記バッテリ及び前記受電装置を選択する  
—

電力供給装置。

【請求項 7】

当該車両が前記給電エリアを走行しているときには、前記電力供給源として前記受電装置のみを選択する、請求項 6 に記載の電力供給装置。50

**【請求項 8】**

当該車両が前記給電エリアを走行しているときであっても、当該車両への給電に不具合が生じている場合には、前記電力供給源として前記バッテリのみを選択する、請求項 6 又は 7に記載の電力供給装置。

**【請求項 9】**

前記電力供給源として前記受電装置のみを選択しているときに当該車両への給電量が前記モータの消費電力よりも多い場合には、前記受電装置から前記モータ及び前記バッテリに電力を供給する、請求項 6 又は 7に記載の電力供給装置。

10

20

30

40

50